

日本学生支援機構奨学金 「継続・辞退手続き」説明会

令和4年12月
拓殖大学 学生生活課

日本学生支援機構奨学金 「継続・辞退手続き」について

(給付・貸与共通)

Q. 奨学生に採用されたら、卒業までずっと奨学金を受けられますか？

A. 毎年1回、奨学金継続の意思を確認するために「**奨学金継続願**」の提出が必要です。

その後、奨学金継続の可否を判断する「**適格認定**」が行われます。

学業成績等の状況によっては、奨学生としての資格を失う(=「**廃止**」と言います)こともあります。

奨学金継続願について

- 「奨学金継続願」は次年度の奨学金継続の意思を確認するための大切な願出です。スカラネットパーソナル（Webサイト）で入力します。
- この願出の内容と日頃の学業成績等を総合的に審査し、奨学金継続の可否が判断されます。願出を提出しても必ず継続して貸与されるとは限りません。

適格認定とは

適格認定の4つ基準

人物	健康
学業成績	経済状況

認定区分

認定区分	奨学金交付の取扱・指導	4月以降の奨学金
廃止	奨学金交付の取り止め 大学を通じて「処置通知」の交付	振込無し
停止	奨学金交付の取り止め 大学を通じて「処置通知」の交付 学業成績の回復で復活する事もある	
警告	奨学金の交付は継続 大学を通じて「処置通知」の交付	振込あり 令和5年4月21日
継続	奨学金の交付を継続	

入力の前に準備してください

- 貸与額通知書

スカラネットパーソナルにて確認ください。

※未登録の方は登録が必要です。

- 「奨学金継続願」入力準備用紙

大学HPに掲載してありますので各自必要な物をプリントアウトして使用してください。

入力前に必用事項を全て記入してください。

- 収入に関する証明書(源泉徴収票等)

主に家計を支持している人(父、母、祖父、祖母等)

その他に家計を支持している人(父、母等)

※手許にある最新のものでOK

※学校への提出は不要。

奨学金継続願入力期間

入力期間

2022年12月15日（木）～

2023年 1月13日（金）まで

（12月29日～1月3日を除く）

期限までに入力がない場合は、奨学金は**廃止**になり返還手続きが始まります。

次年度以降、奨学金の継続を希望しない場合でも必ず手続きをしてください。

「奨学金継続願」 入力準備用紙

大学HPに掲載中のPDFをプリントアウトして使用してください。

貸与奨学金・給付奨学金それぞれ入力内容が異なります。

※入力は、貸与（第一種・第二種）給付と奨学生番号毎に必要です。入力が無い奨学生番号の奨学金については廃止となります。

D-1 奨学金振込み継続の確認

(給付・貸与共通)

- あなたは継続願を提出して引き続き4月からの奨学金の振込を希望しますか？

奨学金の継続を希望します

奨学金の継続を希望しません

→ 辞退を希望する方はここまで入力をして送信してください。

※ 4月以降の振込はありません。

なお、在学猶予の手続きをしないと返還が始まります。

Eー返還誓約書情報

(貸与奨学金)

変更訂正がある場合には、学生生活課の窓口での書類提出が必要です。

【人的保証】

- あなた自身の情報（**住民票住所**）
- 連帯保証人の情報
(漢字／カナ氏名・生年月日・続柄・住所)
- 保証人の情報
(漢字／カナ氏名・生年月日・続柄・住所)

【機関保証】

- あなた自身の情報（**住民票住所**）
- 連絡先の情報
(漢字／カナ氏名・生年月日・続柄・住所)

※上記以外に変更がある場合は、貸与終了後に変更可能となります。

F 一返還の義務 (貸与奨学金)

返還の義務を自覚している

返還の義務を自覚していない

→ 4月以降の振込はありません

Gー学業不振の場合の措置

(給付・貸与共通)

- 学業不振により卒業延期が確定している
(又は可能性が極めて高い) 場合や、当該
年度の修得単位数が皆無の場合は、
「**廃止**」の処置となります。

- ☑ 学業不振の場合の処置について理解している。
- 学業不振の場合の処置について理解していない。
→ **理解していないを選択すると次の画面に進みま
せん。**

H－経済状況 (給付・貸与共通)

1. 主として家計を支えている人
(父、母、祖父、祖母など)の昨年
1年間(1月～12月)の所得金額

2. その他の家計を支えている人
(父、母など)の昨年1年間所得金額

《参照するもの》

給与所得の場合・・・直近の源泉徴収票

給与所得以外の場合・・・直近の確定申告(控)等の
収入の証明

H－経済状況 (貸与奨学金)

- あなたの2021年12月から2022年11月までの収入金額と支出金額を計算
- ※2022年4月入学者は2022年4月から2022年11月を計算
- 収入と支出の差額が自動表示されます。
- 以下の場合には面談になります。
 - 学部生は36万円以上の収入超過
 - 大学院生は45万円以上の収入超過
- 差額がマイナス(支出>収入)の場合
→次の画面に進みません。

学費について

諸経費等含む学費

入学金は新入生のみ、6)その他の項目に入れる

学部・研究科	学年	諸経費等含む学費
商学部・政経学部	1～3年生	1 1 1万円
外国語学部・国際学部	1～3年生	1 1 6万円
工学部	1～3年生	1 4 5万円
商学・経済学研究科 博士前期課程	1年生	7 5万円
言語教育研究科 博士前期課程	1年生	7 8万円
国際協力学研究科 博士前期課程 地方政治行政研究科 修士課程	1年生	9 4万円
工学研究科 博士前期課程	1年生	1 0 4万円
※学内進学の場合、金額が異なります。		
国際協力学研究科 博士後期課程	1年生	9 4万円

	学部生入学金
新入生	2 0万円

※設置校（北海道短大）からの場合、金額が異なります。

	大学院生入学金
新入生	1 5万円

※学内進学の場合、金額が異なります。

※「国による修学支援制度」を利用中の方
次ページ「国による修学支援新制度」対象者減免後の金額算出方法についてで確認してください。

各自学費の振込書等の控えで確認してください。

「国による修学支援新制度」対象者 減免後の金額算出方法について —学 費—

1. 学費（設問6－①または②、「1）学費」記入欄）

減免前の学費（表A）から、授業料減免額（表B：前学期と後学期の支援区分の合計）を引いた金額を入力してください。

※減免が前期・後期のいずれかの場合は、半期分のみを引いてください。

表A（減免前の学費）

	学費年額	
商学部 政経学部	1～3年生	1 1 1万円
外国語学部 国際学部	1～3年生	1 1 6万円
工学部	1～3年生	1 4 5万円

表B（授業料減免額）

	前期	後期
第Ⅰ区分	3 5万円	3 5万円
第Ⅱ区分	2 3万円	2 3万円
第Ⅲ区分	1 1万円	1 1万円

例) 工学部1年生で前学期は「第Ⅱ支援区分」であったが、後学期は「第Ⅰ支援区分」になった。

$$1 4 5万円 - (2 3万円 + 3 5万円) = 8 7万円 \quad ※ 8 7万円を入力する$$

「国による修学支援新制度」対象者 減免後の金額算出方法について —入学金—

2. 入学金（設問6－①または②、「5）その他」記入欄）

前期採用の1年生および新入編入学生のみ、減免前の入学金（表C）から減免額（表D）を引いた金額を入力してください。

表C（減免前の入学金の額）

入学金	
1年生	20万円
編入生	15万円

表D（入学金減免額）

減免額		
1年生	第Ⅰ区分	20万円
	第Ⅱ区分	13万円
	第Ⅲ区分	6万円

※編入生は北短の場合の金額です

減免額		
編入生	第Ⅰ区分	15万円
	第Ⅱ区分	10万円
	第Ⅲ区分	5万円

記述式は8割以上を記入する

(給付・貸与共通)

- H-8. あなたの経済状況を具体的に説明してください。

- I-1 学生生活状況

授業の出席状況について、全部もしくははだいたい出席した**以外**を選択した場合のみ記入

- J-1 学修の状況

学修に対する取り組みの姿勢について、**取り組みが不十分だった**を選択した場合のみ記入

受付番号を記録する

(給付・貸与共通)

- 「奨学金継続願情報一覧」の内容に誤りがなければ、「送信」ボタンを押してください。送信後に提出内容を確認することはできません。
- 送信後に「受付番号」が表示されますので、必ず下書き用紙のメモ欄にメモを取ってください。

※ 「継続を希望しません」を選択した場合でも受付番号が表示されます。

次年度初回の奨学金振込日

(給付・貸与共通)

令和5年4月21日の
予定です。

※通常の11日ではありません。

辞退又は廃止の場合 (給付・貸与共通)

- 3月で貸与終了→10月から返還開始

「在学猶予届」をスカラネットパーソナルより提出することで、在学中は返還が猶予されます。提出期限は

4月1日～4月30日です。

5月下旬から6月上旬の予定で、返還に関する必要書類は配付します。

第二種奨学生で貸与を辞退する方

令和5年4月以降の奨学金を辞退する第二種奨学生の「利率の算定方法」の変更を希望する方は、下記の期日迄に所定の変更届を提出してください。

令和5年2月24日（金）

人的保証の方は、連帯保証人、保証人の署名、実印での押印が必要です。

また、それぞれの印鑑登録証明書の添付が必要です。

学生生活課からの確認 (貸与奨学金)

入力内容等で、質問をする場合があります。

収支差額が基準額（学部：36万円、
大学院：45万円）を超えている場合
日本学生支援機構の定める指導対象者となります。
概ね2月頃です。

収支状況について確認しますので、入力準備用紙は保管しておいてください。

文京 03-3947-7199

八王子 042-665-1463

※電話番号の登録をお願いします。

最後に

今後の予定

(給付奨学金)

● 「在籍報告」について

令和5年4月に、在籍報告をスカラネットパーソナルで、日本学生支援機構へ届け出てください。

届け出がない場合、給付金が停止となります。

※詳細は後日、Takudai Portal にてお知らせします。

・ 「授業料等減免申請書」について

令和5年3月にポータルに様式を掲示します。

指定日までに必ず学生生活課へ申請してください。

申請がない場合、減免することができません。

※詳細は後日、Takudai Portal にてお知らせします。

(授業料等減免は、文部科学省が実施する制度です。)